

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取縣公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起が休日に當  
たるときは、そ  
の翌日)

昭和四十二年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

円」を「九千円」に改める。

様式第一号の扶養親族異動記入欄の欄内

計	
甲	乙

に改める

計		
円	円	円
1,000	600	400

附  
則

この規則は、公布の日から施行する。

歳劣の等級の分類の基準に関する規則の一節を改定する。

規則

公布する。

昭和四十二年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「燃料費、市場手数料、氷代、魚箱代及びえさ代」を「市場手数料」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年十一月一日から適用する。

#### 附 則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

#### 鳥取県人事委員会規則第三号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「第二号」を「第三号」に改め、同項第一号中「（等級分類基準の規則別表第一に定める職務の等級五等級及び六等級の職をいう。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項各号列記以外の部分中「第一号」を「第二号」に改め、同項第一号中「（職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類基準の規則」という。）別表第一に定める職務の等級五等級及び六等級の職をいう。）」を削り、同項第一号中「別表

上欄に掲げる科学技術の部門」を「工学」に、「及び水産高等学校の教諭の職で商船学（機関に限る。）の部門に関する専門的知識を必要とするもの」を「、水産高等学校の専攻科の教諭の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするもの」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

条例第七条の三第一項第一号に規定する職は、医療職給料表（）の職務の等級三等級及び四等級の職とする。

第三条各号列記以外の部分中「（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する実地修練を経た場合は五年。）」を「（第一号の職員については七年）（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する実地修練（第六条において「実地修練」という。）を経た場合は、これらの年数を一年を加えた年数とする。）」に改め、同条第三号を削り、同条第二号中「第一項」を「第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第一項」を「第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

#### 一 前条第一項の職に採用された職員

第三条第四号から第六号まで中「第二項」を「第三項」に改める。

第四条第三号を削り、同条第二号中「第二項」を「第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第一項」を「第二項」に、「第四号」を「第一号及び第四号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 採用以外の欠員補充の方法により第二条第一項の職を占めることとなつた職員で前条（第一号から第六号までを除く。）に規定する職員

の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしているもの

第四条第四号中「第一項」を「第三項」に、「第二号」を「第三号」に改める。

第五条第一項中「前条第三号の職員であつた者については、昭和三十六

年三月三十一日以前に改正前のこの規則の規定が適用されていたものとした場合に、「」を削り、「第二号」を「第三号」に改める。

第六条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二号」を「第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項各号列記以外の部分中「第一号から第三号まで」を「第二号及び第三号」に、「及び第四条第一号」を「並びに第四条第二号」に改め、同項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

第三条第一号の職員及び第四条第一号の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額は、次の各号に定めるところによる。ただし、大学卒業の日から採用の日又は第四条第一号の職員となつた日までの期間が四年（実地修練を経た場合は五年）をこえることとなる職員（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、所定の期間を経過した者を除く。）に対する次の各号の適用については、そのこえることとなる期間が一年内の場合は第一号の期間、一年をこえ二年内の場合は第二号の期間、二年をこえる場合は第三号の期間が満了したものとする。

一 採用の日又は第四条第一号の職員となつた日から一年間 月額五千円  
円

二 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額四千円  
三 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額三千円

四 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額二千円  
五 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額一千円  
六 第六条第五項中「第一項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第七条第一項中「第一号又は第二号」を「第一号、第二号又は第三号」に、「第三項」を「第四項」に、「第三号又は第四号」を「第四号」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に、「第一項及び第二項」を「第一項から第三項までの各号」に改める。

別表を次のように改める。

別表

科学技術の部門	学 科
理学（数学、物理及び化学に限る。）及び工学	理学部数学科、物理学科、地球物理学科、宇宙物理学科、化学科及び高分子学科 工学部の各学科
医学	電気通信学部の各学科
商船学	商船学部の各学科
医学及び歯学	医学部医学科及び歯学科 歯学部歯学科

備考 この表の下欄の学科には、これと名称を異にするもので人事委員会がこれに準ずると認めるものを含む。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。

## (経過措置)

2 昭和四十一年九月一日（以下「改正日」という。）の前日から引き続  
き在職する職員で、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に關  
する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定が適用されていたも  
のとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の  
初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正日の前日までに満了しな  
いこととなるものについては、改正日以降、この規則による改正後の規  
則の規定により、初任給調整手当を支給する。

3 前項の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額は、改正  
日前にこの規則による改正後の規則の規定が適用されていたものとした  
場合に、同規則第六条第一項の規定により改正日以降においてなお支給  
されることとなる期間及び額とする。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

昭和四十二年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

## 鳥取県人事委員会規則第四号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正  
する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月  
鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

00356

別表

県を退職する日の等級 特例条例 第3条に規定 する退職手当の支 給を受けた者のその 退職年月日	行政職給料表							公安職給料表				
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
昭 23. 1. 1 から 昭 23. 5. 31 まで	9.85	9.68	9.62	9.80	9.71	9.72	10.85	10.03	10.43	10.24	10.32	10.63
昭 23. 6. 1 から 昭 23. 11. 30 まで	7.58	7.44	7.39	7.54	7.48	7.49	8.34	7.70	8.02	7.86	7.93	8.13
昭 23. 12. 1 から 昭 25. 12. 31 まで	4.97	4.87	4.85	4.92	4.88	4.90	5.46	5.04	5.28	5.14	5.20	5.33
昭 26. 1. 1 から 昭 26. 9. 30 まで	3.73	3.64	3.60	3.71	3.65	3.67	4.09	3.76	3.91	3.84	3.86	3.96
昭 26. 10. 1 から 昭 27. 10. 31 まで	3.04	2.99	2.96	3.05	2.98	2.99	3.37	3.07	3.21	3.13	3.17	3.26
昭 27. 11. 1 から 昭 28. 12. 31 まで	2.45	2.40	2.37	2.42	2.39	2.42	2.67	2.48	2.57	2.53	2.56	2.62
昭 29. 1. 1 から 昭 29. 6. 30 まで	2.17	2.13	2.10	2.15	2.13	2.35	2.18	2.28	2.24	2.23	2.24	2.28

## 附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用す

る。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をひこどり公布する。

昭和四十一年一月一日

第五条第1項中「別表第一」を「別表」に改め。

第八条各項に列記以外の部分中「二千五百円」を「二千一千四百円」に改め。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用す

る。

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則

第十一号)の一部を次のよう改正する。

昭和四十一年一月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

に改める。

別表のイ中

1号給	円	1,550	円	1,280	円	1,000
-----	---	-------	---	-------	---	-------

を

1号給	円	1,550	円	1,280	円	1,000
-----	---	-------	---	-------	---	-------

に、

「円」

「円」

「円」

18号給			2,010	1,570	1,350
------	--	--	-------	-------	-------

を

18号給			2,010	1,570	1,350
19号給				1,600	1,370

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十二年二月一日

### 鳥取県人事委員会規則第六号

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表のロ中

「円」

を

「円」

に改める。

別表のハ中

「円」

を

「円」

に、

「円」

を

「円」

別表のニ中

に改める。

「円」

を

「円」

に改める。

33号給  
34号給

「円」

を

33号給  
34号給

「円」

「円」

「円」

「円」

別表のホ中

「円」  
770

を

「円」  
1,280

に改める。

別表のヘ中

「円」  
900

1号給

円  
1,310

を

「円」  
1号給

円  
1,310

に改める。

別表のチ中

「円」  
1,550

を

「円」  
1,150

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。  
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

#### 鳥取県人事委員会規則第七号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用す

る。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

### 鳥取県人事委員会規則第八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(1)の(1)の中「中央職業訓練所」を「職業訓練大학교(昭和四十一年七月二十日以前における中央職業訓練所を含む。)」に改め、同表の一の(2)の(1)の2の次に2の2として次のように加える。

2の2 理学療法士及び作業療法士法による学校又は理学療法士養成施設若しくは作業療法士養成施設(いずれも新高卒を入学

資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者

別表第一の一の(2)の(2)の(1)中「養成施設」の下に「(新中卒を入学資格とする五年制の学校又は養成施設を含む。)」を加える。

別表第三の注の六の(2)の次に(3)として次のように加える。

(3) 海員学校高等科の卒業者

別表第三の八を次のように改める。

別表第三の八 医療職給料表(2)等級別標準職務表

一  
一等級

五  
五等級

- 1 病院の規模の大きい薬剤科の長の職務又はこれに相当する職務
- 2 病院又は整肢学園の困難な業務を行なう主任の職務
- 3 保健所の課長の職務又はこれに相当する職務
- 4 二等級

1 病院の薬剤科の長の職務又はこれに相当する職務

2 病院又は整肢学園の主任の職務又はこれに相当する職務

3 保健所の係長の職務又はこれに相当する職務

- 4 身体障害者更生指導所の困難な業務を行なう吏員である機能回復訓練員の職務
- 3 三等級

1 病院の衛生技師、薬剤師、レントゲン技師、理療師又は吏員である栄養士の職務

2 整肢学園のレントゲン技師、理療師又は吏員である栄養士の職務

3 保健所の衛生技師、薬剤師、レントゲン技師、吏員である栄養士又は吏員である歯科衛生士の職務

4 身体障害者更生指導所の吏員である機能回復訓練員の職務

四 四等級

1 病院、整肢学園又は保健所の栄養士の職務

2 病院又は整肢学園の困難な業務を行なう技師補、レントゲン士、又は理療士の職務

3 保健所の困難な業務を行なう技師補、レントゲン士又は歯科衛生士の職務

4 身体障害者更生指導所の困難な業務を行なう機能回復訓練員の職務

大學卒	學歴免許	初任給	備考
二四、八〇〇円 ○び寮母とする。 講師、助教論、養護助教論、実習助手及 て採用された場合は、二三、八〇〇円	大學院修了博士 課程修了修士	二八、九〇〇円 三六、二〇〇円	

教育職給料表(一)初任給基準表

別表第六

高 根 卒	學歴免許	試験区分	初任給
高 根 卒	學歴免許	試験区分	初任給
高 根 卒	學歴免許	試験区分	初任給

公安職給料表初任給基準表

別表第五

別表第四の二の表中に改める。

別表第四の二の表中

一一、六〇〇円
一一、六〇〇円

を

一一、七〇〇円
一一、九〇〇円

を

一一、九〇〇円
一一、九〇〇円

を

別表第七

教育職給料表(二)初任給基準表

別表第四の一の表中

一一、五〇〇円
一一、五〇〇円

を

一一、七〇〇円
一一、九〇〇円

を

高 根 卒	學歴免許	初任給	備考
高 根 卒	學歴免許	初任給	

注 教員職員免許法附則第十項に規定する高等学校教諭二級普通免許状を所有する者については、初任給欄に掲げる額を一一、三〇〇円とする。

別表第八の二の表中

に改める。

別表第八の二の表中

に改める。

一一、七〇〇円
一一、九〇〇円

を

一一、九〇〇円
一一、九〇〇円

を

高 根 卒	學歴免許	初任給	備考
高 根 卒	學歴免許	初任給	
高 根 卒	學歴免許	初任給	

講師、助教論及び養護助教論に採用された場合は、一一、八〇〇円とする。

別表第八の三の表中

○び寮母とする。  
講師、助教論、養護助教論、実習助手及  
て採用された場合は、二三、八〇〇円

三五、九〇〇円
三五、九〇〇円

を

三八、〇〇〇円
三八、〇〇〇円

を

○び寮母とする。  
講師、助教論、養護助教論、実習助手及  
て採用された場合は、二三、八〇〇円

に改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九

医療職給料表(一)初任給基準表

学歴免許	初任給
大学院博士課程修了	五三、五〇〇円
医大卒	三七、七〇〇円
医專五卒	三一、〇〇〇円
医專四卒	二九、〇〇〇円

別表第十

医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
理学療法士及び作業療法士	短大三卒	二一、二〇〇円	
歯科衛生士	新高四卒	一八、七〇〇円	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	新高卒	一九、五〇〇円	
旧中五卒	一七、三〇〇円		

注 初任給欄中「五三、五〇〇円」とあるのは、昭和四十一年九月一日

から昭和四十一年九月三十日までの間にあつては、「五〇、九〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第十三

調 整 号 給 表

職務の等級 給料表	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
	行政職給料表	九号給	一四号給	一三号給	一二号給	一一号給
教育職給料表(一)	一五号給	一二号給	一〇号給	二四号給		
教育職給料表(二)	二三号給	一二号給				
研究職給料表	一四号給	一三号給	一七号給			
医療職給料表(一)	一五号給	一二号給	一三号給			
医療職給料表(二)	一三号給	一四号給	一五号給	一一号給		
医療職給料表(三)	二三号給	一一号給	一六号給			

に改め、同表の注中「二〇、七〇〇円」を「二一、五〇〇円」に改める。

別表第十三を次のように改める。

そ の 他	大 学 卒	上 級
新 高 卒	短 大 卒	中 級
初 級	一 九、五〇〇円	一 九、五〇〇円
	一 一、五〇〇円	一 一、五〇〇円
	二 一、五〇〇円	二 一、五〇〇円
	一 七、八〇〇円	一 七、八〇〇円

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第九号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項中

「課長補佐」 「課長補佐」

副 参 事 を 室 長 補 佐 副 参 事 に改め、

出納室長補佐

同表の知事の事務部局の家畜保健衛生所の項中

一般吏員職

を

所

長

主室次所

任長長長

一般吏員職

に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七

## 医療職給料表(二)等級別区分表

部局			事務		知事の		組織名	区分
病院	保健所	整肢学園	更生指導所	身体障害者	更生指導所	更生指導所		
薬剤長(中央病院)	課長	主係	主任	薬衛生技師	理療師	マントゲン技師	職名	一等級
主任	薬剤長(厚生病院)	主任	主任	薬衛生技師	理療師	マントゲン技師	職名	二等級
吏員である栄養士	薬衛生技師	薬衛生技師	薬衛生技師	薬衛生技師	理療師	マントゲン技師	職名	三等級
理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	マントゲン技師	職名	四等級
理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	マントゲン技師	職名	五等級
理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	マントゲン技師	職名	機能回復訓練員
理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	マントゲン技師	職名	機能回復訓練員
理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	理療師	マントゲン技師	職名	機能回復訓練員

## 附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。